

## 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

衆議院厚生労働委員会は4月18日、わずか3時間の審議で障害者総合支援法（実質的な障害者自立支援法の一部改正）を採択し、衆議院本会議では討論なしで採択・通過させ法案は参議院に送られた。

しかも、障害者自立支援法違憲訴訟弁護団と国との間で「平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法制を実施する」旨確約した「基本合意」を一方的に反故にただけでなく障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という。）をも無視した、現行の障害者自立支援法の一部「改正」としか言えないものである。

「骨格提言」は、障がい者を保護の対象から権利の主体へ転換することや、障がい者支援を「社会的・公的な責任に切り替える」ことなどを理念に打ち出す重要なものであった。障害者権利条約と「基本合意」を基礎にして『障がいのない市民との平等と公正』『制度の谷間や空白の解消』『ニーズにあった支援サービス』『安定した予算の確保』など、今後の障がい者福祉の進むべき方向も具体的に示したものである。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体に関わらず、障がい者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには「骨格提言」に沿って障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

よって、国においては、現行法の一部改正という障がい者が到底受け入れることのできない「改正」に留まることなく、徹底した審議を重ね、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させるよう強く要望する。

### 記

- 1 障害者総合福祉法（仮称）に当たり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
- 2 制度を円滑に進めるための地方自治体の財源について配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年 6月14日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長